

平成 25 年度 中小企業庁支援策のご案内

起業・ベンチャーを支援します

起業を決意した方や、ベンチャー企業の成長に果敢に
チャレンジする方を応援します。



経 営
サポート



 経済産業省

 中小企業庁

1 起業に必要な費用を補助します

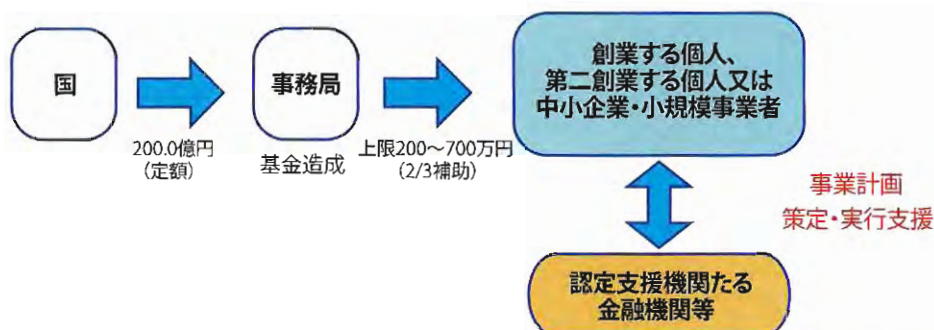
地域需要創造型等起業・創業促進補助金

地域のニーズに応える新商品・新サービスを提供する事業計画を持つ方の起業・創業に対して、その創業事業費等の一部を補助します。

類型	補助率	補助金額の範囲
「地域需要創造型起業・創業」	補助対象経費の 3分の2以内	100万円以上～200万円以内
「第二創業」		100万円以上～500万円以内
「海外需要獲得型起業・創業」		100万円以上～700万円以内

対象	①これから創業するものであって、個人開業又は会社・企業組合・協業組合設立を行うもの【地域需要創造型起業・創業、海外需要獲得型起業・創業】 ②既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出するもの【第二創業】
条件	①事業の獨創性・需要や事業計画の妥当性等が見込めるもの ②認定支援機関たる金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関による事業計画の策定から実行までの支援(※)を受けるもの
対象経費	【創業事業費】 人件費、起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、委託費、謝金、旅費 【販路開拓費】 マーケティング調査費、広報費、委託費、謝金、旅費

※支援内容は、事業計画策定、資金計画の確実性、マーケティングの実施(価格設定、販売促進等)、人材・労働力の確保、中小企業会計要領等の活用、専門的課題の解決、補助事業の適正な実施及び事業の成果に係る確認などを指します。



お問い合わせ先 ●各都道府県地域事務局 <http://www.chusho.meti.go.jp/24fyHosei/130417Sogyo.pdf>

2 起業・ベンチャーの魅力と経営ノウハウを伝えます

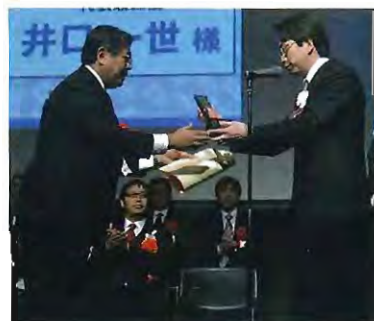
Japan Venture Awards

起業・ベンチャー企業を多く生み出す環境を作り出すため、イベントの開催や起業家への表彰を行います。

- Japan Venture Awards：今後、起業を目指す人々にとってモデルとなる起業家を表彰します。
- ベンチャー SPIRITS：セミナー等を通じて起業を啓発するとともに、起業に役立つ情報を提供します。



受賞者記念撮影



経済産業大臣賞を授与

お問い合わせ先 ●中小機構(中小企業基盤整備機構) 販路開拓支援課 TEL.03-5470-1525

3 多様な事業体を活用できます

企業組合制度

企業組合は、事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が、自らの働く場を創造するための組織です。（組合と取引関係にある法人も参加することができます。）
国や県の認可により法人格を取得でき、以下のようなメリットを受けることができます。



- メリット**
- ① 税制上の優遇措置を受けることができます。
 - ② 組合員は出資額以上の債務弁済の責任を負いません。
 - ③ 出資額の多少に関係なく、議決権・選挙権が平等に与えられます。
 - ④ 事業に従事する組合員には、勤労者としての地位が与えられます。
 - ⑤ 営利を追求できる組織です。
 - ⑥ 国や県の認可を受けるので、社会的信頼性を得ることができます。

お問い合わせ先 ● 全国中小企業団体中央会 TEL.03-3523-4901

2 金融環境を整備し、起業・ベンチャーを支援します

1 ビジネスプランに必要な資金を融資します

新創業融資制度（無担保・無保証人）

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方に対し、事業計画（ビジネスプラン）等の審査を通じ、無担保・無保証人（法人の場合は代表者の保証も不要）で融資をします。

対 象	これから創業する方又は税務申告を2期終えていない方
条 件	・雇用の創出を伴う事業や勤務経験がある事業を始めるなど、一定の要件に該当すること ・事業開始前、又は事業開始後で、税務申告を終えていない方は、創業資金の3分の1以上の自己資金を確認できること
資金使途	設備資金及び運転資金
貸付利率	各融資制度の貸付利率+1.65%
貸付期間	設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

お問い合わせ先 ● 日本公庫（国民生活事業） TEL.0120-154-505
● 沖縄振興開発金融公庫 TEL.098-941-1810

中小企業経営力強化資金（無担保・無保証人）

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

対 象	経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする方で、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている方
貸付限度額	【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円） 【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円）
資金使途	設備資金及び運転資金
貸付利率	特別利率①（基準利率-0.4%） 貸付金額のうち1,500万円までは、無担保・無保証人であっても、上乗せ金利無しで貸付が受けられます。（国民生活事業）
貸付期間	設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：5年以内（特に必要な場合は7年以内）（うち据置期間1年以内）
条 件	中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、その計画の実行の責務を負い、期中の進捗報告を行う。 認定支援機関は、事業計画の策定のみならず、期中における継続的実行支援を実施する。

お問い合わせ先 ● 日本公庫（中小企業事業）（国民生活事業） TEL.0120-154-505

新規開業支援資金

新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね5年以内の方に融資します。

対 象	現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方（一定の条件を満たす方）や雇用の創出を伴う事業を始める方
条 件	新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね5年以内の方
資金使途	（国民生活事業）設備資金及び運転資金
貸付利率	設備資金：基準利率、特別利率①、特別利率③ 運転資金：基準利率、特別利率① 特別利率①は、赤字であるが、事業の拡大が見込まれる事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資等を受けた事業に係る資金が対象。特別利率③は、技術・ノウハウなどに新規性がみられる事業に係る資金が対象。 （★）なお、被災したことにより離職し、新たに創業する方は基準利率-1.4%（貸付後3年間）、基準利率-0.5%（4年目以降）、特定被災区域（※1）において創業する方は基準利率-0.5% ※1 東日本大震災に対処するための特別な財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域 ※2 平成26年3月31日までに貸付契約を行う者のうち、雇用の維持又は拡大を図るものについては、適用利率-0.2%。
貸付期間	設備資金 15年以内、運転資金 7年以内（ただし、（★）の適用を受けるものは設備資金 7年以内、運転資金 5年以内とする。）

お問い合わせ先 ● 日本公庫（国民生活事業） TEL.0120-154-505

新事業育成資金

新たに事業を開始しておおむね7年以内の中小企業者を対象に、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供など、高い成長性が見込まれる事業（※1）であれば融資します。

※1 下記の事業が対象となります。（ただし、一定の製品化及び売上が見込める必要があります。）

※2 平成26年3月31日までに貸付契約を行う者のうち、雇用の維持又は拡大を図るものについては適用利率-0.2%

- ・SBIR特定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して行う事業
- ・エンジェル税制の対象となる要件を備えて行う事業
- ・国の試験研究機関、公設試、他企業などから技術移転を受けて行う事業
- ・海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や国内外への販路開拓等を行う事業（注） など

対 象	事業開始後、おおむね7年以内
条 件	高い成長性が見込まれる新たな事業を行うこと
資金使途	設備資金及び長期運転資金
貸付利率	貸付：特別利率③（貸付後5年間）、基準利率+0.2%（6年目以降） 社債及び新株予約権付貸付：基準利率 （注）本貸付対象については、貸付期間を通して特別利率③
貸付期間	設備資金15年以内。ただし、長期運転資金については、7年以内。

- （お問い合わせ先） ● 日本公庫（中小企業事業） TEL.0120-154-505
● 沖縄振興開発金融公庫 TEL.098-941-1810

再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）

廃業歴などを有する方で、再挑戦する意欲はあるものの困難な状況に直面している場合に、経営者としての資質や事業の見込みなどに関する審査を通じ、再チャレンジのために必要な事業資金を融資します。

対 象	廃業歴などを有する方で、これから開業する方又は開業後おおむね5年以内の方
条 件	廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込みなどがあること
資金使途	（中小企業事業）設備資金及び運転資金 （国民生活事業）設備資金及び運転資金
貸付利率	（中小企業事業、国民生活事業）基準利率、東日本大震災の影響を受けて廃業に至った方は、基準利率-1.4%（貸付後3年間）、基準利率-0.5%（4年目以降） なお、利率引き下げは、中小企業事業で3億円以内、国民生活事業で3,000万円以内が対象。 ※平成26年3月31日までに貸付契約を行う者のうち、雇用の維持又は拡大を図るものについては、適用利率-0.2%
貸付期間	（中小企業事業）設備資金15年以内、運転資金7年以内 （国民生活事業）設備資金15年以内、運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内） 東日本大震災の影響による金利引き下げを行う方は、設備資金20年以内、運転資金15年以内。

- （お問い合わせ先） ● 日本公庫（中小企業事業）（国民生活事業） TEL.0120-154-505

女性、若者／シニア起業家支援資金

女性又は若者（30歳未満）、高齢者（55歳以上）で、新規開業しておおむね5年以内の方を支援する融資制度です。

対 象	女性又は若者（30歳未満）、高齢者（55歳以上）
条 件	新規開業しておおむね5年以内の方
資金使途	（中小企業事業）設備資金及び長期運転資金 （国民生活事業）設備資金及び運転資金
貸付利率	（中小企業事業、国民生活事業） 設備資金：特別利率①、特別利率③ 運転資金：基準利率 特別利率③は、技術・ノウハウなどに新規性がみられる事業に係る資金が対象となります。 （★）なお、国民生活事業については、被災したことにより離職し、新たに創業する方は基準利率-1.4%（貸付後3年間）、基準利率-0.5%（4年目以降）、特定被災区域（※）において創業する方は基準利率-0.5% ※1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域 ※2 平成26年3月31日までに貸付契約を行う者のうち、雇用の維持又は拡大を図るものについては、適用利率-0.2%
貸付期間	設備資金15年以内、（特に必要な場合は20年以内）、運転資金7年以内（ただし、（★）の適用を受けるものは設備資金7年以内、運転資金5年以内とする。）

- （お問い合わせ先） ● 日本公庫（中小企業事業）（国民生活事業） TEL.0120-154-505
● 沖縄振興開発金融公庫（創業支援班） TEL.098-941-1810

2 創業等に関する保証を提供します

創業関連保証・創業等関連保証

各都道府県等にある信用保証協会が信用保証をする「創業関連保証」及び「創業等関連保証」という制度があります。

保証制度名	保証限度額	対象資金	担保・保証人要件	対 象
創業関連保証	1,000 万円	創業資金 (注1)	無担保、原則第三者保証人不要	これから創業、創業後 5 年未満
創業等関連保証	1,500 万円	創業等事業資金 (注2)	無担保、原則第三者保証人不要	事業計画の的確性等

(注1) 創業資金とは、創業又は創業により行う事業の実施のために必要となる設備資金及び運転資金をいいます。

(注2) 創業等事業資金とは、上記の資金に加え分社化及び分社化により行う事業に要する設備資金及び運転資金をいいます。

(注3) 創業関連保証と創業等関連保証を併用して最大2,500万円。

ただし、創業等関連保証においてこれから創業する方は自己資金の範囲内となります。

お問い合わせ先 ●全国信用保証協会連合会 TEL.03-6823-1200

3 資金調達環境を充実させます

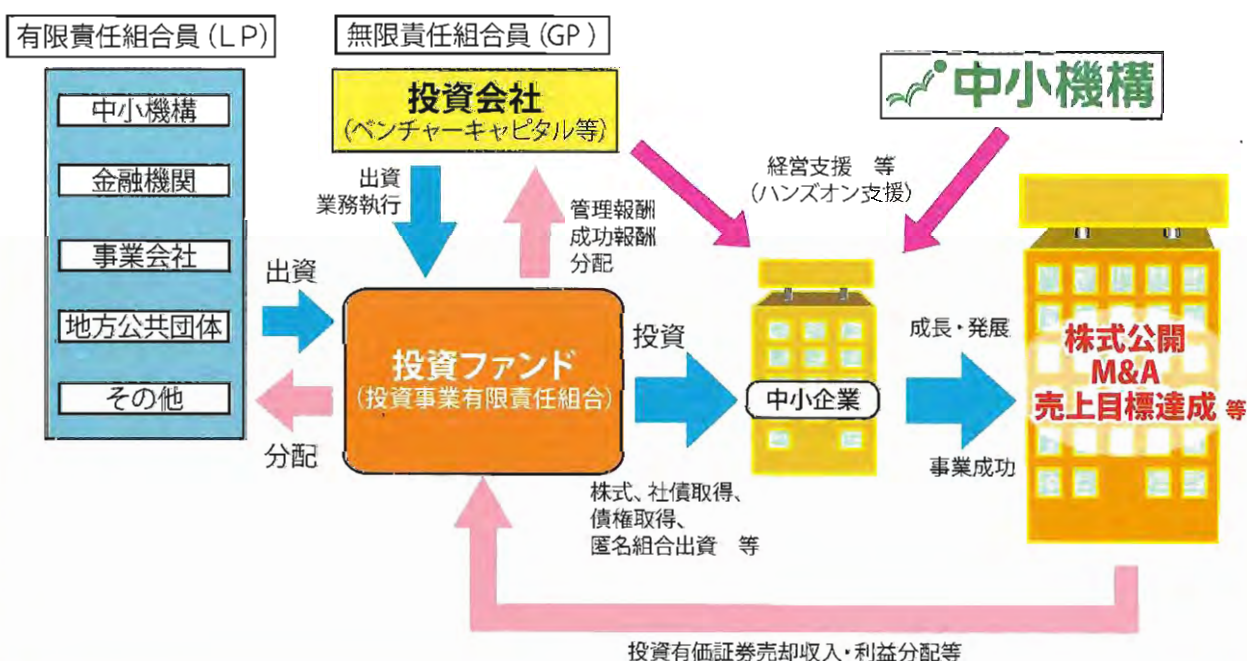
起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド

民間の投資会社(ベンチャーキャピタル等)が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、中小企業への投資機会の拡大を図ります。

	投資対象
起業支援ファンド	設立5年未満の中小企業
中小企業成長支援ファンド	新事業展開、事業再編等により新たな成長・発展を目指す中小企業

ファンドから投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。ファンドからの投資をご希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望のファンドを検索していただき、直接投資会社へご相談ください。

【ファンド検索】 http://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi



お問い合わせ先 ●中小機構(中小企業基盤整備機構) ファンド事業部 TEL.03-5470-1672

4 税制上の支援をします

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の減税を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となります。

① ベンチャー企業へ投資した年に受けられる所得税減税

※以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

優遇措置A

(ベンチャー企業への投資額－2,000円)を、その年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置B

ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし

② 未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる所得税減税（売却損失が発生した場合）

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができます。

※ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。

※ベンチャー企業へ投資した年に上記所得税減税（優遇措置Aまたは優遇措置B）を受けた場合には、その控除対象金額を取得価格から差し引いて売却損失を計算します。

③ 減税対象となるベンチャー企業・個人投資家の要件

【対象となるベンチャー企業の要件】

- I 創業（設立）10年未満※1の中小企業者であること
- II 新規性要件※2を満たすこと
- III 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること
- IV 大規模法人（資本金1億超等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと
- V 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

【対象となる個人投資家の要件】

- VI 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
- VII 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

※1 優遇措置Aの対象となるのは創業（設立）3年未満のベンチャー企業となります。

※2 新規性要件については、ベンチャー企業の設立経過年数で異なりますので、詳細は次のURLをご覧ください。

→<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/subject/index.html>

4 手続きの流れ

- ステップ1 ベンチャー企業が各地域の経済産業局に申請を行います。
- ステップ2 経済産業局より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告に必要な書類を交付します。
- ステップ3 個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。

お問い合わせ先

●経済産業省 新規産業室 TEL.03-3501-1569

各経済産業局 <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/ange/contact/index.html>

3

起業・ベンチャーのための マッチングの場を提供します

1 ビジネスマッチングの場を提供します

中小企業総合展

経営革新等に果敢に取り組む中小・ベンチャー企業が、自ら製造、開発した新製品、サービス、技術等を一堂に介し展示することにより、販路開拓、業務提携といった企業間の取引を実現するビジネスマッチングの場を提供します。



会場内ステージ風景



会場内の様子

お問い合わせ先 ● 中小機構（中小企業基盤整備機構） 販路開拓支援課 TEL.03-5470-1525

2 資金調達や販路開拓に向けたマッチングの場を提供します

ベンチャープラザ®

資金調達を目指す中小・ベンチャー企業に対して、ベンチャーキャピタルなどの投資家等へビジネスプランのプレゼンテーションを行う機会を提供します。

お問い合わせ先 ● 中小機構（中小企業基盤整備機構）
 関東 経営支援課 TEL.03-5470-1637
 近畿 マーケティング支援課 TEL.06-6910-3866

販路ナビゲーター創出支援事業

中小・ベンチャー企業の大きな課題である販路開拓について、豊富な経験とネットワークを有する販路ナビゲーターが商品・サービス等の評価及び販路候補先に係る情報を提供します。

お問い合わせ先 ● 中小機構（中小企業基盤整備機構） 販路開拓支援課 TEL.03-5470-1525

お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:30

0570-064-350

※通信料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■ お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00

0570-009-111

※通信料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■ 中小企業が抱える要望や悩みについて具体的な支援策を提案します。

担当部署

中小企業庁 創業・技術課
経済産業政策局新規産業室

TEL.03-3501-1816 (直通)

TEL.03-3501-1569 (直通) ベンチャー成長促進事業に関するお問い合わせ先

経済産業局

北海道経済産業局	中小企業課	TEL.011-709-3140 (直通)	新規事業室	TEL.011-700-2251 (直通)
	産業技術課	TEL.011-709-5441 (直通)		
東北経済産業局	中小企業課	TEL.022-221-4922 (直通)	産業支援課	TEL.022-221-4882 (直通)
	産業技術課	TEL.022-221-4897 (直通)		
関東経済産業局	中小企業課	TEL.048-600-0321 (直通)	新規事業課	TEL.048-600-0275 (直通)
	産業技術課	TEL.048-600-0287 (直通)		
中部経済産業局	中小企業課	TEL.052-951-2748 (直通)	新事業支援室	TEL.052-951-2761 (直通)
	産業技術・人材・情報政策課	TEL.052-951-2774 (直通)		
近畿経済産業局	技術課	TEL.06-6966-6017 (直通)	創業・経営支援課	TEL.06-6966-6014 (直通)
中国経済産業局	中小企業課	TEL.082-224-5661 (直通)	新事業支援室	TEL.082-224-5658 (直通)
	次世代産業課	TEL.082-224-5680 (直通)		
四国経済産業局	中小企業課	TEL.087-811-8529 (直通)	新規事業室	TEL.087-811-8521 (直通)
九州経済産業局	中小企業課	TEL.092-482-5447 (直通)	新産業戦略課	TEL.092-482-5438 (直通)
	技術振興課	TEL.092-482-5465 (直通)		
沖縄総合事務局	地域経済課	TEL.098-866-1730 (直通)		

支援機関など

中小企業基盤整備機構	本部	TEL.03-3433-8811 (代表)		http://www.smrj.go.jp/venture
中小企業基盤整備機構 各支部	北海道	TEL.011-210-7470 (代表)	近畿	TEL.06-6910-2235 (代表)
	東北	TEL.022-399-6111 (代表)	中国	TEL.082-502-6300 (代表)
	関東	TEL.03-5470-1509 (代表)	四国	TEL.087-811-3330 (代表)
	中部	TEL.052-201-3003 (代表)	九州	TEL.092-263-1500 (代表)
	北陸	TEL.076-223-5761 (代表)	沖縄	TEL.098-859-7566 (代表)
全国商工会連合会	企業環境整備課	TEL.03-6268-0085 (直通)		
日本商工会議所	中小企業振興部	TEL.03-3283-7848 (直通)		
全国中小企業団体中央会	総務部	TEL.03-3523-4904 (直通)		http://www.chuokai.or.jp
全国信用保証協会連合会	代表	TEL.03-6823-1200		http://www.zenshinoren.or.jp
株式会社 日本政策金融公庫	中小企業事業 国民生活事業	TEL.0120-154-505		http://www.jfc.co.jp
沖縄振興開発金融公庫	創業支援班	TEL.098-941-1810		http://www.okinawakouko.go.jp
株式会社商工組合中央金庫		TEL.0120-079-366		http://www.shokochukin.co.jp

相談室

中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667

■ 中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談等に対応します。

冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁 広報室

<http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁

検索

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>

